

# 三沢市検査事務要綱

平成16年1月13日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、三沢市契約事務規則（平成27年三沢市規則第4号。以下「契約事務規則」という。）の規定に基づき、三沢市（以下「市」という。）が締結した工事請負契約、委託業務契約及び物件の買入れ等の契約に係る検査の実施について必要な事項を定め、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当課長 契約に係る業務を担当する課の長をいう。
- (2) 事業担当課長 契約の原因となった業務を担当する課（以下「事業担当課」という。）の長をいう。
- (3) 検査担当課長 検査に係る業務を担当する課（以下「検査担当課」という。）の長をいう。
- (4) 監督職員 契約事務規則第39条第1項の規定により監督を命ぜられた職員をいう。
- (5) 調査職員 契約事務規則第39条第1項の規定により調査を命ぜられた職員をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 工事、製造
  - ア 完成検査  
工事又は製造の完成を確認するために行う検査
  - イ 出来形検査  
工事又は製造の履行完了前に契約金額の一部を支払う必要がある場合又は契約の解除等により、既済部分を確認するために行う検査

ウ 指定部分完了検査

工事又は製造の履行完了前に既済部分の引渡しが必要である場合に、既済部分を確認するために行う検査

エ 中間検査

工事又は製造の過程において、その適正な履行を確保するために行う検査

オ 修補完了検査

完成検査又は指定部分完了検査において修補を命じた工事又は製造の修補部分の完了を確認するために行う検査

(2) 委託業務

ア 完了検査

委託業務の完了を確認するための検査

イ 出来形検査

委託業務の履行完了前に契約金額の一部を支払う必要がある場合又は契約の解除等により、既済部分を確認するために行う検査

ウ 指定部分完了検査

委託業務の履行完了前に既済部分の引渡しが必要である場合に、既済部分を確認するために行う検査

エ 修補完了検査

完了検査又は指定部分完了検査において修補を命じた委託業務の修補部分の完了を確認するための検査

オ 中間検査

委託業務の過程において、その適正な履行を確保するために行う検査

(3) 修繕

前2号に定める検査について準用する。(修繕の契約に係るものとして必要な変更を行う。)

(4) 物品、印刷

ア 完納検査

物品及び印刷物の完納その他給付の完了を確認するために行う検査

イ 部分検査

物品及び印刷物の供給の履行完了前に契約金額の一部を支払う必要がある場合又は契約の解除等により、既納部分を確認するための検査

ウ 指定部分完納検査

物品及び印刷物の供給の履行完了前に既納部分の引渡しが必要である場合に、既納部分を確認するために行う検査

エ 修補完了検査

完納検査又は指定部分完納検査において修補を命じた物品及び印刷物の修補部分の完了を確認するための検査

オ 中間検査

物品及び印刷物の供給の過程において、適正な契約の履行を確認するために行う検査

(5) その他

前4号に定める検査について準用する。(その他の契約に係るものとして必要な変更を行う。)

(検査予定)

第4条 事業担当課長は、第3条に規定する検査の予定がある場合は、検査予定日の属する月の前月20日までに検査予定表を検査担当課長に提出しなければならない。

(一部事務組合等の工事に対する検査)

第5条 一部事務組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定により設置されたものをいう。)等から依頼を受けて検査を実施する場合の取扱いは、別に定めがある場合のほか、この要綱の規定に基づいて行うものとする。ただし、工事成績評価は行わないものとする。

## 第2章 検査職員

(検査職員等)

第6条 検査は、検査の区分に応じ、次に掲げる職員のうちいずれかの者が行う。

(1) 検査担当課職員

(2) 事業担当課検査職員 事業担当課長。ただし、次のア、イ、ウに掲げる場合は、それぞれア、イ、ウに定める者を事業担当課検査職員とすること

ができる。

ア 事業担当課長がやむを得ず検査できない場合 事業担当課の課長補佐級以上の職員

イ アの規定により事業担当課検査職員となる者が監督職員の場合 事業担当課の係長級以下の職員

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、市長が特に理由があると認める場合 当該理由を考慮し、その都度定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合で市長が同項に定める職員以外の職員が検査を行うことが適当であると認めるときは、市長が別に命ずる職員（以下「臨時検査職員」という。）が検査を行うものとする。

(1) 検査に特に専門的な知識又は技能を必要とする場合

(2) 同一の時期に多数の検査が集中した場合

3 検査の区分及び当該区分において検査を行う職員（以下「検査職員」という。）は、別表第1のとおりとする。

（検査職員の服務）

第7条 検査職員は、検査の実施に当たっては、この要綱に特別の定めがある場合を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項及び契約事務規則その他の関係規定に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査職員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査職員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査手続の更新）

第8条 検査開始後、検査の終了前に検査職員の変更があったときは、検査手続を更新しなければならない。ただし、変更後の検査職員が検査手続を更新する必要がないと認めて上司の承認を得たときは、この限りでない。

### 第3章 検査の実施

#### 第1節 通則

（検査に必要な書類の検査担当課長に対する送付等）

第9条 契約担当課長は、工事請負契約、業務委託契約又は物件の買入れ契約等を締結したときは、速やかに契約書を検査担当課長に送付するものとする。

2 事業担当課長は、前項に規定する契約を締結したときは、速やかに概要書を検査担当課長に送付するものとする。

3 前各項の規定は、契約の変更及び解除に準用する。

(検査の手續)

第10条 事業担当課長は、契約の相手方から完成届、検査願等が提出され、第3条に規定する検査を行う必要が生じたときは、提出された書類が契約書の内容に合致することを確認し、5日以内に検査依頼書又は検査執行伺、契約書、仕様書、設計書、その他関係書類を添えて、検査担当課職員に送付するものとする。

2 検査担当課職員は、事業担当課長が検査を行うものについては、前項の規定により送付を受けた関係書類を検査日前までに事業担当課長に送付しなければならない。

(検査の準備)

第11条 検査職員は、あらかじめ検査関係書類について検討し、必要な調整をはかって検査の準備をしなければならない。

2 検査職員は、関係者に対し、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他の物件の提供及び説明を求めることができる。

(中間検査)

第12条 検査職員は、契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

(検査の実施についての原則)

第13条 検査は、個別に、実地について行うものとする。

(検査に事故を生じた場合における措置)

第14条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに契約担当課長と協議のうえ、事後の措置を講じなければならない。

(1) 検査の執行ができないとき。

(2) 検査に際し、契約の相手方が検査職員の職務の執行を妨害したとき。

(3) 第15条の規定により検査に立会う関係職員と意見が一致しないとき。

(4) その他検査の実施について疑義が生じたとき。

## 第2節 検査の立会い

(検査に立会う職員の区分等)

第15条 検査職員は、検査を行うときは、監督職員のほか、次に掲げる職員のうち必要な職員を立ち合わせるものとする。

(1) 検査担当課職員

(2) 事業担当課長。ただし、次のア、イ、ウに掲げる場合は、検査職員の承認を得て、それぞれア、イ、ウに定める者を事業担当課長に代わり立ち合わせるができる。

ア 事業担当課長がやむを得ず立ち会うことができない場合 事業担当課の課長補佐級以上の職員

イ アの規定により立ち会うこととなる職員が監督職員の場合 事業担当課の係長級以下の職員

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、市長が特に理由があると認める場合 当該理由を考慮し、その都度定める。

2 検査の立会区分及び当該区分において検査に立ち会う職員（以下「立会職員」という。）は、別表第2のとおりとする。

3 事業担当課長は、監督職員がやむを得ず検査に立ち会うことができないときは、検査職員の承認を得て、監督職員以外の職員を検査に立ち合わせるものとする。

4 検査担当課職員（臨時検査職員が命ぜられたときは、当該臨時検査職員）は、事業担当課長が立会職員である場合（第1項第2号ただし書の規定により、事業担当課長に代わり他の職員が立ち会う場合を含む。）は、あらかじめ事業担当課長に検査の日時、検査職員名等を通知しなければならない。

(立会職員の意見の陳述)

第16条 前条の規定により検査に立会う職員は、検査の実施について意見を述べるができる。

(契約の相手方に対する立会い通知)

第17条 事業担当課長は、第15条第2項の通知を受けたときは、契約の相手方又はその代理人に検査の日時、検査職員名を通知して立会いを求めるも

のとする。

(契約の相手方等が立会わない場合の検査の実施)

第18条 前条の規定により契約の相手方又はその代理人に対し検査の立会いを求めた場合において、その者が正当な理由がなく検査に立会わないときは、その者が欠席のまま検査を執行することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人から、検査の結果につき異議の申出があっても、これを採用しないものとする。

第3節 工事又は製造の請負に係る検査の実施

(通則)

第19条 検査職員は、工事又は製造の目的物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類により、これらに適合した施工がなされているか検査しなければならない。

(検査基準)

第20条 検査を実施するにあたって必要な検査基準は、別に定めるところによる。

(外部から明視できない部分の検査)

第21条 検査職員は、工事又は製造の目的物について、外部から明視できない部分があるときは、監督職員の説明、写真その他の記録等により、当該部分の検査を行うことができる。

(試運転等を行う場合における検査の判定)

第22条 検査職員は、検査に当たって、据付、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果により検査の判定をしなければならない。

(破壊又は分解検査)

第23条 検査職員は、検査に当たって、必要があると認めるときは、工事又は製造の目的物について、その一部を破壊又は分解の方法による検査を行うことができる。

(材料検査)

第24条 検査職員は、工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類により、これらに適合した材料であるか検査しなければならない。

2 検査職員は、材料検査を実施した場合において、仕様書、設計書その他の関係書類に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

3 材料検査は、契約事務規則第39条第2項の規定に基づき、監督職員が行うことができる。

(委託業務、修繕検査への準用)

第25条 第19条から前条までの規定は、委託業務、修繕の検査に準用する。

ただし、委託業務の検査の場合において、第19条、第21条、第23条及び第24条第1項中「工事又は製造」とあるのは「委託業務」と、第2条第1項第4号、第6条第1項第2号イ、第15条第1項及び第3項、第21条並びに第24条第3項中「監督職員」とあるのは「調査職員」と読み替えるものとする。

#### 第4節 物品の買入れ、印刷その他の契約に係る検査の実施

(通則)

第26条 検査職員は、納入された物品について、契約書、仕様書その他の関係書類により、これらに適合した物品の納入がなされているかどうかを検査しなければならない。

(検査基準)

第27条 検査職員は、次の各号に掲げる事項について検査を行う。

- (1) 品質、形状、寸法及び銘柄の照査
- (2) 標本、ひな型、図面等に対する適否
- (3) 数量又は計量の照査
- (4) その他契約条項の確認

(抽出検査)

第28条 検査職員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の判定をすることができる。

(店頭検査)

第29条 納入場所が数か所以上にわたる場合における物品の検査については、



給付の完了前に契約の相手方の店舗、営業所その他これらに類する場所において、これを行うことができる。

2 検査職員は、前項の場合において、検査に合格した物品について打刻又は封印その他の方法によりその旨を表示しておかなければならない。

(工事又は製造の請負契約に係る検査の準用)

第30条 第21条から第24条までの規定は、物品の買入れ及び印刷の契約に係る検査に準用する。

(その他の契約の検査への準用)

第31条 第26条から前条までの規定は、その他の契約に係る検査に準用する。

#### 第5節 検査の完了

(検査調書等の作成)

第32条 検査職員は、検査を終了したときは、検査調書又は検収調書（以下「検査調書等」という。）を作成し、上司に復命しなければならない。ただし、中間検査については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約事務規則第41条第4項ただし書による場合は、検査調書等の作成を省略することができる。この場合は、検査調書等に代わる簡易な方法をもってこれに充てることができる。

3 検査担当課職員（臨時検査職員が命ぜられたときは、当該臨時検査職員）は、検査が終了したときは、速やかにその結果を契約担当課長及び事業担当課長に通知しなければならない。

(検査合格の表示および不合格品の引取り)

第33条 検査職員は、物品の買入れに係る検査を終了したときは、合格品と不合格品とを区別し、合格品には合格の表示を行い、不合格品は契約の相手方に速やかに引き取らせなければならない。

(検査是正の処置)

第34条 検査職員は、検査により是正を要すると判定した給付の目的物について、修補をさせる必要があると認められるときは、履行期限までに完了する見込みがある場合を除き、契約の相手方に修補をさせることができる。

2 検査職員は、前項の規定により修補をさせるときは、契約の相手方に必要

な指示を行うものとする。

- 3 検査職員は、第1項の規定により修補をさせたものについて再検査を行い、前条に準じた処理をしなければならない。
- 4 修補の状況が軽微で、短期間に修補が完了し得ると認められる場合は、書類の作成を省略することができる。

(減価採用の場合における検査職員の意見の聴取)

第35条 契約担当課長は、物品の買入れその他に係る契約で、給付の目的物に僅少のかしがある場合において、その使用に重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から手直し及び引換え等が困難と認められるため、相当の価格を減額のうえ採用しようとするときは、あらかじめ立会職員及び検査職員の意見を聞かなければならない。

(成績評定)

第36条 工事(修繕含む。)又は製造の請負契約及び工事に係る修繕については、次に掲げる職員が工事成績を評定するものとする。

- (1) 検査職員
  - (2) 監督職員
  - (3) 事業担当課長又は事業担当課長が指名した職員
- 2 検査職員は、工事成績評定表(別記様式)に必要な事項を記載し、契約担当課長及び事業担当課長に送付するものとする。ただし、完成検査以外の成績評定は、契約担当課長が必要と認めた場合に限る。
  - 3 工事成績評定に係る要領及び様式は、別に定めるところによる。

第6節 検査担当課職員の検査を要しない契約とその履行の確認

(通則)

第37条 市が締結する契約のうち、画一的に検査担当課職員による検査を行うことが検査の能率的な執行を妨げるおそれのあるものにあつては、その履行の確認を行うことによって検査担当課職員の検査に代えることができる。

(履行完了の確認者)

第38条 前条の履行の完了の確認は、事業担当課が行わなければならない。

(契約履行の確認)

第39条 前条の規定による契約履行の確認は契約書若しくは請書又は履行完

了の届出書類等により実施しなければならない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までに廃止前の三沢市請負検査要綱の規定によりなされた行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。

(三沢市請負工事検査要綱の廃止)

3 三沢市請負工事検査要綱（昭和62年7月13日制定）は、廃止する。

附 則（平成25年6月5日改正）

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則（平成26年4月15日改正）

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日改正）

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

別表第1（第6条関係）

検査の区分

契約の種類	契約金額	検査職員
工事（修繕含む。）又は製造の請負契約 工事に係る設計若しくは調査、測量又は監理の委託契約	130万円を超える契約	検査担当課職員。ただし臨時検査職員が命ぜられた場合は、当該臨時検査職員
	130万円以下の契約	事業担当課検査職員
物品買入れ契約 印刷の請負契約	80万円を超える契約	検査担当課職員。ただし臨時検査職員が命ぜられた場合は、当該臨時検査職員
	80万円以下の契約	事業担当課検査職員
上記以外の契約		事業担当課検査職員

別表第2（第15条関係）

検査の立会区分

契約の種類	検査の種類	契約金額	立会職員
工事（修繕含む。）又は製造の請負契約  工事に係る設計若しくは調査、測量又は監理の委託契約	中間検査以外	130万円を超える契約	事業担当課長
		30万円を超え130万円以下の契約	検査担当課職員
		30万円以下の契約	事業担当課職員
物品買入れ契約  印刷の請負契約	中間検査以外	80万円を超える契約	事業担当課長
		30万円を超え80万円以下の契約	検査担当課職員
		30万円以下の契約	事業担当課職員
上記以外の契約	中間検査以外	30万円を超える契約	検査担当課職員
		30万円以下の契約	事業担当課職員

(契約担当課長)  
(事業担当課長) 殿

(検査担当課長)

## 工 事 成 績 評 定 表

次の工事は、完成検査を実施したので、三沢市検査事務要綱第36条第2項に基づき、提出いたします。

( 工事)

課

工事名		契約番号	第 号
		工 期	着工 年 月 日 から 完成 年 月 日 まで
請負者		契約額	円
		完成確認	年 月 日
		検査年月日	年 月 日
工事概要			
考 査 項 目	細 別	考査点 / 満 点	
① 施 工 の 体 制	I 施 工 の 能 力	点 / 5.0 点	
	II 熱 意 及 び 誠 実 性	点 / 5.0 点	
	III 地 元 と の 渉 外	点 / 5.0 点	
② 工 事 の 実 施 状 況	I 施 工 管 理	点 / 8.0 点	
	II 現 場 管 理	点 / 7.0 点	
	III 安 全 管 理	点 / 9.0 点	
	IV 資 料 等 の 整 備	点 / 10.0 点	
③ 現 地 検 査	I 品 質	点 / 20.0 点	
	II 出 来 ば え	点 / 11.0 点	
	III 検 測 値	点 / 20.0 点	
考 査 点 合 計 (①+②+③)		0.0 点 / 100 点	
評 定 点		0 点 / 100 点	

※評定点は考査点合計の小数点第1位を四捨五入したものとする。